

(株)ココ山岡宝飾店倒産に係る 大手信販会社との紛争案件

報 告 書

(東京都消費者被害救済委員会)

平成13年4月



東京都生活文化局

は し が き

本書は、平成13年4月6日に東京都消費者被害救済委員会から提出された「(株)ココ山岡宝飾店倒産に係る大手信販会社との紛争案件」についての報告書を関係各位の参考に供するため、発行したものです。

広くご活用願えれば幸いです。

平成13年4月

東京都生活文化局

平成13年4月6日

東京都知事

石原 慎太郎 殿

東京都消費者被害救済委員会

会長 正田 彬

「㈱ココ山岡宝飾店倒産に係る大手信販会社との紛争案件」
の処理結果について（報告）

平成10年3月12日付9消総調第581号により紛争処理の付託を受けた標記
案件について、本委員会の処理を終了したので、その経過及び結果を下記のとおり
報告いたします。

記

「㈱ココ山岡宝飾店倒産に係る大手信販会社との紛争案件報告書」
に記載のとおり。

目 次

第 1	紛争の概要	1
1	紛争案件の当事者	1
2	紛争案件の概要	1
3	当事者の主張	2
第 2	審議の経過及び結果	2
1	あっせん部会の処理	2
2	当事者等からの事情聴取	3
3	あっせん案の提示とその結果	4
第 3	裁判所における和解の成立	5
1	類似事件に関する訴訟について	5
2	和解提案書	5
3	基本合意書	6
4	確認書	7
5	和解の成立と配分	7
第 4	裁判所における和解と本件の関係	7
第 5	今後の問題点	8
1	販売会社の詐欺的商法と信販会社	9
2	販売会社の破産と信販会社	10
3	消費者について	10
資料		
1	「(株)ココ山岡宝飾店倒産に係る大手信販会社との紛争案件」の処理経過	15
2	東京都消費者被害救済委員会委員名簿	17

第1 紛争の概要

1 紛争案件の当事者

(1) 申立人（消費者）

㈱ココ山岡宝飾店からクレジット契約により宝飾品を購入していた者
8名・・・（A、B、C、D、E、F、G、H）

(2) 相手方（事業者）

倒産した㈱ココ山岡宝飾店を加盟店としていた信販会社
3社・・・・・・・・（甲社、乙社、丙社）

2 紛争案件の概要

㈱ココ山岡宝飾店（以下「ココ山岡」という。）は、主として若年層を対象に、ダイヤモンドの宝飾品をキャッチセールス等の強引な販売方法と5年後に販売価格で買取るという商法で販売していた大手宝飾品販売業者である。平成9年1月9日、突然、横浜地方裁判所に自己破産の申立を行い、翌10日に破産宣告を受け倒産した。このため、5年後の買取りの特約のもとでダイヤモンドを購入した消費者から、東京都消費生活総合センター等に苦情が多数寄せられることとなった。ことに、大半の消費者は「5年後の買取り」を期待して契約をしており、ココ山岡の倒産により「5年後の買取り」が不可能になっても信販会社にクレジットの残債務を払い続ける必要があるのかどうか等が大きな問題となった。

消費生活総合センターでは、全国各地に被害者弁護団が結成されたため、本紛争についての相談者に対し、これらの弁護団を紹介し、そこに相談するよう助言するとともに、信販会社が、支払い停止の抗弁をして支払いを止めた者に対して、電話や文書により支払いを強要しているとの苦情が寄せられたため、消費者の立場も十分考慮して不要なトラブルを招かぬよう適正に対処してほしい旨の要望を、所長名で信販会社7社に対して行った。しかしながら、その後の調査により、消費者にはそれ以降も一部の信販会社から厳しい督促等がきている状況もあることが判明した。

本紛争案件は、クレジット契約を利用したダイヤモンドの購入者（消費者）が、加盟店管理を行うべき立場にあった信販会社3社に対し、ココ山岡の悪質な販売方法や破綻必至の商法について知りうべきであったとして、クレジットの残債務の支払拒絶と既に支払った金員の返還を求めて紛争となったもので、これらの解決のため、訴訟に加わっていない消費者が紛争案件の東京都消費者被害救済委員会（以下「本委員会」という。）への付託を希望した。

本紛争案件については、付託時点で全国各地で被害者弁護団により多数の訴訟が提起され、争われていた。消費生活総合センター等都内消費者相談機関へ入った相談や苦情は、平成10年2月までで約3,700件（東京都消費生活総合センター分約1,400件）に達しているが、この内の多数の相談者（消費者）が弁護団に委任していないと思われる状況にあった。弁護団に委任していない消費者は、信販会社に対し、支払いの拒絶を抗弁書や手紙などで申し出ても、信販会社はこれを

認めないため、消費者は不本意ながら支払いを続けていたり、支払いを止めている場合には督促状や残債務の一括返済の請求予告等が届くなど、厳しい状況に置かれていた。本件の申立人らもこれと同じ事情にあつてやむなく支払いを続けているのがほとんどで、一部の信販会社は申立人の申出に応じて請求を止めてはいたがそれで永久に解決に至るわけではないことから、これらの消費者からは、裁判ではなく行政で何らかの救済措置をとってほしいとの要請が強かった。このため、東京都としてもこの問題への早急な対応が必要となっていた。

本件で問題となるところは、①販売業者が倒産したこと ②「5年後買取特約」付の個品割賦購入あっせん契約であること ③販売業者が事実上反するセールストーク等を用い、訪問販売法違反で警察の強制捜査を受けるなど法令違反の疑いの強い販売方法を行っていたこと ④信販会社がこの業者と加盟店契約に基づき一体となって長期間立替払いを継続してきたことである。

本件は、これらの場合の信販会社の責任のあり方等について本委員会の見解を求めるとともに、あっせん等により本紛争の公正かつ迅速な解決を図るために、本委員会に付託されたものである。

3 当事者の主張

(1) 申立人（消費者）の主張

- ① アンケート等と称して店頭で申立人をキャッチし、数人で取り囲んで長時間にわたる強引な勧誘を行ったうえ、「5年後買取特約」の有利性を強調したセールストークで説得するなど、ココ山岡の悪質な販売方法によって契約させられたものである。
- ② ココ山岡の悪質な販売方法及び「5年後買取特約」を続ければ経営破綻となる危険性について十分に知りうる状況にありながら、立替払いを続けた信販会社にもココ山岡と共同の責任がある。
- ③ ココ山岡の倒産により、売買契約の重要な要素である「5年後買取特約」が履行不能となった。

したがって、残債務については支払いたくないし、既払金についても返還してほしい。

(2) 相手方（事業者）の主張

ココ山岡の倒産による「5年後買取特約」の履行不能は、割賦販売法第30条の4第1項〔購入者が信販会社等から支払いの請求を受けたとき、販売業者に対して生じている事由（例えば、債務不履行）をもって、その支払いを拒否することができるとする規定〕で定める残債務の支払い拒絶の抗弁事由とはならない。したがってクレジットの残債務の支払請求は引き続き行う。

第2 審議の経過及び結果

1 あっせん部会の処理

平成10年3月12日、東京都知事から、本案件の解決につき付託を受けた本委員会は、あっせん部会において解決を図ることとした。

平成10年 3月23日に第1回あっせん部会を開催し、以来、平成13年 3月 6日まで延べ30回にわたりあっせん部会を開き、申立人（消費者）及び相手方事業者（信販会社）から事情聴取を行うとともに、本紛争の関係者として懶ココ山岡宝飾店破産管財人、ココ山岡被害者救済東京弁護士等からも事情を聴取し、訴訟の動きを始めとする関連情報を収集し分析して、事実関係の把握に努め、審議を重ねた。

当委員会は、平成11年 9月27日にあっせん案（別紙2-1 以下、「第1次あっせん案」と言う。）を当事者双方に提示したが、申立人の受諾の返事はすぐになされたものの、東京地方裁判所での審理の遂行状況を見守りたいということから、相手方事業者からは回答留保ないし延期してほしいという意向が示された。

そのような状況の中で、平成12年 1月19日に東京地方裁判所から「和解提案書」が提示されたので、その考え方や内容を評価し参考としつつ、また、和解を目指して精力的に続けられる裁判所、原告、被告の協議の動向も捉えながら、さらに審議を続けた。結論的には消費者の集団訴訟は、和解提案書を基礎にした訴訟上の和解が成立するに至るのであるが、その間、当委員会は消費者の被害を早期救済するために、訴訟の原告団の一員となって解決を目指す道も考慮に入れて、幅広い選択肢の中での解決を模索した。結局、申立人8名のうち6名については、原告になることによって訴訟上の和解による解決がなされ、他の2名については、後記のようなあっせん解決が図られた。

なお、申立人全員が特別調査期間内に破産債権届を提出したことを確認している。

2 当事者等からの事情聴取

(1) 申立人

申立人B、C、Eから平成10年 4月 8日の第2回あっせん部会において、申立人D、Fから同月20日の第3回あっせん部会において、申立人A、G、Hから同月23日の第4回あっせん部会において、契約のきっかけ、勧誘の状況、契約した理由、信販会社の選択と与信確認、解決についての希望等について、それぞれ事情聴取を行った。

(2) 相手方事業者

相手方甲社から平成10年 7月 9日の第7回あっせん部会において、相手方乙社から同月15日の第8回及び同年10月28日の第12回あっせん部会において、相手方丙社から同年 7月28日の第9回及び同年10月 8日の第11回あっせん部会において、紛争解決についての考え方、加盟店契約・加盟店管理等、ココ山岡宝飾店の倒産、買い戻し特約等について、それぞれ事情聴取、意見交換を行った。

また、その後の状況変化を踏まえ、部会の委任を受けた部会長が、相手方丙社から平成12年 3月16日に、相手方甲社から同月17日に、相手方乙社から同17日及び同年12月26日に、さらに事情聴取、意見交換を行った。

(3) 関係者からの事情聴取

類似事件に関する訴訟の原告弁護士から、平成11年 3月25日の第14回あっせん

ん部会において訴訟の状況について、及びココ山岡宝飾店破産管財人から、平成11年 4月19日の第15回あっせん部会において破産手続の状況等について事情聴取を行った。

また、その後の状況変化を踏まえ、部会の委任を受けた部会長が、訴訟の原告弁護団から、平成12年 2月29日に東京地裁における和解協議等について事情聴取を行った。

3 あっせん案の提示とその結果

あっせん部会は、平成11年 9月27日に、社会的に公正かつ妥当性のある最善の解決案として、第1次あっせん案を作成して紛争当事者双方に提示した。

このあっせん案は、基本的に宝石の販売価格の30%を基準とし、

- (1) 申立人の既払金が30%を超えている場合には、相手方信販会社は超過支払分に相当する金員を申立人に提供し、宝石は申立人の所有とする
- (2) 申立人の既払金が30%以下である場合には、申立人が、①30%までの金員を相手方信販会社に提供して宝石を所有する ②既払金を放棄して宝石を相手方信販会社に提供する、のいずれかを選択する

とする内容であった。

このあっせん案については、申立人は全員が了承したものの、相手方信販会社3社からは、第3で述べるように類似事件の訴訟において東京地裁の和解勧告に基づいて和解のための交渉が行われているところであるとして、あっせん案の予定している回答期限の延期が求められた（当初の回答期限の予定は平成11年11月末）。これについてあっせん部会で検討を行い、相手方信販会社からの要望に対応して回答期限を延期することとして、4回にわたって回答期限の延期を行い、最終的に平成12年 4月10日を回答期限とした。

この間、東京地裁の和解勧告及びその後の和解提案に基づく協議は進行しており、相手方信販会社も、一方でこの和解提案に対応する姿勢を示しており、具体的な提案の内容があっせん部会のあっせん案とは異なる裁判所の和解提案に沿った解決を進める中で、相手方信販会社が、あっせん案を受け入れないという判断をする可能性が高いことが明らかになってきた。あっせん部会としては、早期に申立人の被害を救済して解決を図るために、申立人が訴訟の原告に加わって解決する方策を考えることとした。この方策のためには申立人が同意して原告になれば足りるところであるが、それまでの経緯を尊重して相手方信販会社とも折衝した結果、訴訟における和解が成立した後のあっせん部会における解決を希望した乙社を除いて、甲社及び丙社がその考え方に同意する可能性があると考えられた。申立人は全員が訴訟において原告となることを了承しており、信販会社の対応との関係で、再度あっせんを行うことが必要と判断された。

以上の経緯に基づいてあっせん部会で審議した結果、あっせん部会における再度のあっせんによる解決を希望する乙社及びそれに同意した申立人2名（別紙1のC、D）を除いて、申立人が原告として訴訟に参加することに同意する可能性のある甲社及び丙社とそれらに対する申立人6名（別紙1のA、B、E、F、G、

H) について、平成12年 4月 5日付で「申立人は訴訟の原告に加わり、和解による解決を目指す」旨の第2次あっせん案（別紙2-2）を提示した。これに対して、丙社及び申立人6名からは同意の回答があり、また甲社からは同意できないとの回答ではあったが特に異議を申し立てない対応がとられたので、申立人6名については、その後の東京地裁における和解によって解決が図られることになった。乙社については、第1次あっせん案の回答期限までに、和解が明確になった後にあらためて委員会と協議を行いたいとの回答があり、申立人も同意したので、あっせん部会は乙社の回答を認めて、後日再度あっせんを行うこととした。

平成12年11月24日に、東京地裁に係属していた類似事件についての訴訟上の和解が成立したことを受けて、あっせん部会は、乙社及びそれに係る申立人2名について再度のあっせんを開始した。乙社との意見交換を行い、あっせん部会として、平成13年 1月29日付けで乙社と乙社に係る2名の申立人との解決案として、前記の第1次あっせん案の申立人に係る部分を内容として、再度乙社と申立人2名に対する第2次あっせん案（別紙2-3）を提示した。

これに対して、申立人及び乙社から受諾の回答があり、申立人2名及び乙社は、平成13年 3月 6日に、合意書を取り交わし、本件は解決に至った。

第3 裁判所における和解の成立

1 類似事件に関する訴訟について

本案件と同一の販売会社に関し、同一の信販会社を含む全部で九つの信販会社を当事者とする、同種事案に関する訴訟が、前述のように、本案件と前後して、全国各地の地方裁判所で提起された（38か所、原告数は約8,900人といわれる）。これらの訴訟の動向が、本案件の処理にも密接な関係を有したことはいうまでもないので、その和解解決に至るまでの経緯の概略を示しておくことが必要である。

全国の訴訟のなかでも、本案件と関連の深い東京訴訟（原告約1,500人といわれる）が、訴訟の終盤においては、解決のイニシアティブをとった。すなわち、東京地裁は、平成11年 9月 7日に和解を勧告し、平成12年 1月19日に「和解提案書」を当事者双方に提示した。

2 「和解提案書」（平成12年 1月19日付）

「和解提案書」は被告信販会社を、(1)高既払率2社（ライフ、セントラルファイナンス）、(2)中間既払率4社〔日本信販、南日本信販、青森日本信販（以下、3社を「日本信販グループ」という。）〕及び、(3)低既払率3社（クオーク、ファインクレジット、アプラス）という3つのグループに分けたうえで、それぞれについて概略以下のような和解案を提示した。

(1) 高既払率2社

ア 原告は未払金の支払いを免れる。

- イ 原告は宝石を所有することができる。
- ウ 原告は破産債権を被告に譲渡する。
- エ 被告は原告に対し、
和解金〔(破産債権額－宝石の購入価格×15%)×22%〕を支払う。

(2) 中間既払率4社

- ア 原告は未払金の支払を免れる。
- イ 原告は宝石を返還する。
- ウ 返還された宝石は信販会社において一括して売却の上、その代金につき次のような処理をする。原則として、
 - ① 既払金額が購入価格の15%以上の原告は、売却代金を取得する。
 - ② 既払金額が購入価格の15%未満の原告については、信販会社が売却代金を取得する。
 - ③ ②の原告であっても、15%までの支払いをすれば、売却代金を取得することができる。
- エ 原告は破産債権を被告に譲渡する。
- オ 被告は原告に対し、
和解金〔(破産債権額－宝石の購入価格×15%)×22%〕を支払う。

(3) 低既払率3社

- ア 原告は未払金の支払いを免れる。
- イ 既払金額が購入価格の15%以上の原告は、宝石を所有する。
- ウ 既払金額が購入価格の15%未満の原告については、信販会社が宝石を所有する。
- エ ウの原告であっても、15%までの支払いをすれば、宝石を所有することができる。
- オ 原告は破産債権を被告に譲渡する。

3 「基本合意書」(平成12年7月6日付)

前記「和解提案書」の趣旨に基づき、原告、被告及びココ山岡破産管財人の三者間で、概略以下のような「基本合意書」が作成された。「和解提案書」を基礎にしているが、和解金の計算方法に多少独自の工夫が施されている。すなわち、第一に、低既払率3社からも頭金の22%の和解金の支払を合意しており、第二に、宝石の処理方法が「和解提案書」の内容と多少異なっている。

(1) 破産配当金からの和解金の支払

- ア 高既払率2社と中間既払率4社は、
和解金＝〔破産債権認容額(頭金＋クレジット総額)－購入価格の15%〕×22%を原告に支払う。
- イ 低既払率3社は、支払われた頭金の22%の和解金を原告に支払う。

(2) 宝石に係る和解金の支払

日本信販グループ以外と日本信販グループとを区別して処理しているが、共通

の前提が二つあり、一つは、高既払率2社については、「和解提案書」で原告による宝石所有を認めているためか、宝石に係る和解金の支払については言及されていない。二つは、日本信販グループを除く中間既払率1社と低既払率3社については、「和解提案書」と異なり、全て宝石の返還を行うことにしている（この点、特に原告による宝石所有の可能性を認めている低既払率3社について異なる）。

日本信販グループの場合は、原告が宝石売却代金債権を同グループに譲渡するという形を取っており、その対価の額は基本的に同グループ以外の信販会社の場合と同様である。

4 「確認書」（平成12年11月10日付）

その後、「基本合意書」に基づき「確認書」が作成された。

この「確認書」では、「基本合意書」において合意された内容にしたがって、具体的な金額が確定されて確認された。

5 和解の成立と配分

「基本合意書」と「確認書」にしたがって、平成12年11月24日の東京訴訟における和解成立をはじめとして、全国各地において和解が成立した。破産配当金からの和解金、ダイヤモンドに関する和解金等、全体として、既払金の約42%の支払いが行われ、これを原告側は一定の基準を設けて各原告に配分した。

第4 裁判所における和解と本件の関係

本件は、本委員会のあっせんと類似事件についての裁判所における訴訟が並列的に進行し、訴訟が和解で解決するという特殊な状況の下であっせんが行われた。前記のように、本件申立人8名のうち6名はあっせんにより原告として和解手続に参加し、2名はあっせんにより解決するという事になったが、あっせん部会としては、最善の解決が行われたと考えている。

あっせん部会があっせん案を提示して3か月半後に行われた東京地裁の和解提案は、基本的な考え方として、要約すると、未払い金の支払いを免除すること、信販会社ごとに既払率の如何によって分類を行い、一定の既払率以上（高既払率と中間既払率）の信販会社が解決金を提供し、宝石は信販会社において売却してその解決金に加算する（高既払率の場合は消費者が保有）ことを内容とするものである。一定の基準に基づいて高既払の場合には差額相当の金員を消費者側に提供するという考え方は、前記のあっせん部会の考え方に対応するものであり、人数の関係から、それを個々の消費者についてではなく各信販会社について整理するとしたところに和解提案の特徴がある。一定の既払率以上の消費者については宝石を消費者の所有としたあっせん部会案と中間既払率の信販会社の場合は宝石を信販会社に提供して売却代金を消費者側に提供する（高既払率の信販会社の場合

合は消費者が保有)とする和解案との違いも認められるが、考え方としてはあっせん案に類似しているといえる。また低既払率の信販会社については、未払い金の免除に加えて一定の率を超える既払率の場合には宝石を消費者側が保有し、それに達しない場合にはその率までの支払いをして宝石を所有するか既払金を放棄するかを選択を消費者側が行うとする考え方もあっせん案と類似しているし、また破産債権については信販会社に統一するとする考え方もあっせん案と同じである。

また原告団では、高既払率及び中間既払率の信販会社から提供された金員をすべて統一して、関係する信販会社の如何にかかわらず、個々の原告の既払状況に応じて一定の計算にしたがって原告に配分するという措置をとる旨が表明されていた。

このように、和解提案の基本的な考え方と方向は、あっせん案の趣旨にはほぼ対応するものと評価することが出来るものであった。他方で信販会社側の意図は、会社単位で整理している和解提案と個々の消費者についてのあっせん案との違いを根拠としてあっせん案に同意しないというものであった。このような信販会社側の意図を考慮して、申立人と信販会社に対して、申立人が原告として訴訟に参加することを内容とした、いわば異例のあっせん案を提示したことは、消費者の被害を具体的に救済するために必要なことであったと考えられる。

甲社及び丙社に係る6名の申立人については、既に解決金からの配分が行われている。東京都のあっせん案で提示されていた金額と比較すると低額であることは否定できず、また宝石の帰属にも違いはあるが、相手方信販会社によるあっせん案の拒否という事態が予測されるなかでの解決としては、妥当な解決であったと考えられる。

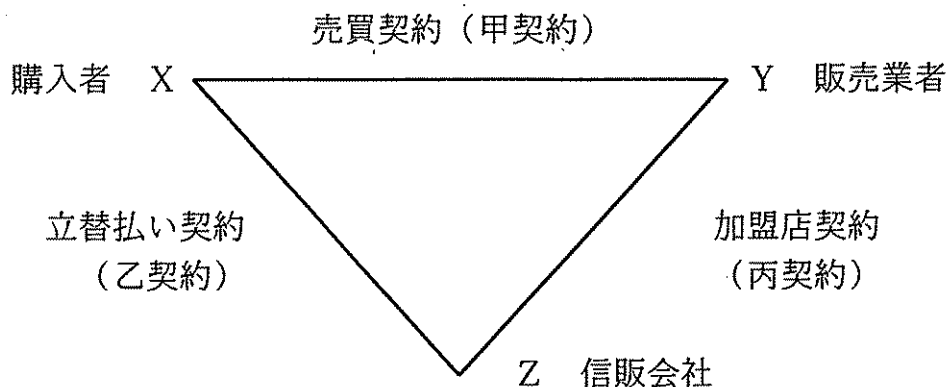
また、乙社に係る申立人2名については、それぞれの既払率が低率であり、あっせん部会の第1次あっせん案の該当する部分に沿った解決が行われることになった。2名の申立人ともに、宝石の所有権を放棄して未払い金の免除という措置を選択したので、既に措置がとられている。この解決は、和解をとおしての解決と比較して、消費者にとって結論的に不利益なものとは言えないと考えられる。

第5 今後の問題点

本事案は、言うまでもなく、いわゆるクレジット契約(割賦購入あっせん契約)関係に関するものである。この三者からなる契約関係は、さまざまな問題を含み、本委員会においても、過去においていくつものこの種の案件を処理しながら、その度に本委員会としての一般的な所見を述べてきたところである。今回の事案についても、その処理の経験から得られた、特徴的な問題点についての所感を述べておきたい。

なお、叙述の便宜のためにこの法律関係の概略を示すと、商品の購入者をX、販売業者をY、信販会社(割賦購入あっせん業者)をZとし、XY間に売買契約(甲

契約)、X Z間に立替払い契約(乙契約)、Y Z間に加盟店契約(丙契約)が締結される。乙契約に基づいてZはYにXが購入した商品の代金を支払い、Zはその代金と手数料を合わせた額をXから分割して(賦払金の形で)返済を受ける。図示すれば、次のとおりである。



1 販売会社の詐欺的商法と信販会社

- (1) 本事案の特徴は、Yによって行われた詐欺的な商法である。これが民法に定める詐欺に該当すると考えられる場合に、Xが甲契約を取り消し、そのことをZに対し主張して、賦払金の支払を拒絶し、また既に支払った賦払金の返還を請求できるか、が問題になる。本委員会は、かねてより、Y Z間の加盟店契約によって結ばれた緊密な関係に着目して、このXの主張を尊重する見解を採ってきたところである。 ※(注)

今回の事案について、前述の訴訟上の和解において採られた解決は、上記と同じ見解に立つものであり、本あっせん手続による解決も同様であった。この問題に関する正しい条理による解決の方向が示されたものとして評価したいと思う。

割賦販売法第30条の4のいわゆる「抗弁権の接続」規定に関して、これを制限的に解釈する方向が見られるが、これは疑問である。今回の東京地裁の和解提案書で示された見解によれば、原告による未払金の支払拒絶は当然のこととして認められ、実質的には既払い金の返還についても一定の割合において承認されたものと評価することができよう

- (2) 本事案においては、Yの役員が詐欺罪で有罪とされるという特徴があった。このことに注目すると、詐欺罪に問われるような問題のあるYの販売行為について、Zがどの程度関与していたか、は重要である。Yの販売方法に疑問をもって、その是正を希望したか、取引を終了ないし減少させたか、それとも、Yの販売方法の問題性を承知の上で、むしろ助勢、奨励したか、である。場合によっては、YとZがXに対して共同不法行為責任を負うという状況もあり得ると考えられる。

※（注）

- ・ 個品割賦購入あっせん契約における紛争事件（小学生用学習教材及び学習教室契約における紛争）報告書〔昭和57年 3月〕
- ・ 個品割賦購入あっせん契約における紛争事件（家具販売会社の倒産をめぐる紛争）報告書〔同59年 9月〕
- ・ 英会話教室の倒産による関連信販会社との紛争案件報告書〔平成 7年 7月〕
- ・ 進学指導教室の倒産による関連信販会社との紛争案件報告書〔同 8年 1月〕
- ・ 不適正販売業者と加盟店契約をしていた信販会社との紛争案件報告書〔同 8年10月〕など

2 販売会社の破産と信販会社

(1) Yが破産した場合、Yの契約上の地位は破産管財人により代行される。Yの債務（本件では5年後買戻し債務）が契約の内容となっておりその履行が困難である場合には、Xは債務不履行による損害賠償もしくは不法行為を理由とする損害賠償請求又は民法上の詐欺が成立するとすれば取消に基づく原状回復として、いずれにせよ、Yに対して債権を取得することになる。Xは、このYに対する債権を破産債権として届け出ることにも可能である。

(2) しかし、同時に1(1)で述べたように、XはZに対する未払の賦払金債務の履行拒絶及び既払いの賦払金の返還請求を選択することができると解される。この場合には、Zが、蒙った損害について破産債権として届け出ることになる。このYに対するZの債権は加盟店契約などによって十分に根拠づけることができる。

本事案ではXがZから解決金を受け取ることを条件として、Xがその届け出た破産債権全額をZに譲渡し、かつそれを破産管財人が承諾することを前提として、破産管財人はZの届出破産債権に対する異議を一定額につき撤回するという解決が実現している。この考え方をいまずぐ一般化し得ないとしても、このような形での問題解決も一つの有力な方向として考えることができよう。

3 消費者について

X側の購買姿勢ないし購買態度としては、次のようなことも指摘しておく必要はあろう。事案によっては、購入意思決定に際して、消費者として通常必要とされる注意を尽くしていなかったといわざるをえない場合、あるいは目的物の購入を決定するに際して自分自身の意思がかなりの比重を占めている場合もありうるであろう。したがって、消費者にも、この種の消費者契約の締結に当たっては慎重さが要求されよう。

消費者取引におけるクレジット契約関係の重要性は、今後も継続すると思われるが、消費者行政としては、以上のような考慮をめぐらすことによってその関係の公正なあり方を確保して行くことが必要であると考えられる。

申立人 性別 契約時 年齢	商品名	信販 会社	購入店舗	勧誘人数 勧誘時間	商品価格 クレジット総金額 (円)	契約年月 支払回数 支払開始月	H12.3.15で の既払金 (現金の有無) (円)	H12.3.15で の 残債務 (円)	破産 債権 届の 提出	解決 方法
A 女性 30代	k18 Pt台 天然ダイヤモンド指輪	甲社	ココ山岡 玉川高島 屋店	3~4人 18時~20時 (2時間) 前契約商品の買取りのために出向き 勧誘された	1,200,000 1,513,200	H8.7 300,000円は 8年12月に一括払い 残りは5年 割賦 8年9月支払開始	561,100 そのうち30万円は 一括払い (頭金なし)	952,100	提出 済み	訴訟 上の 和解
B 女性 20代	K18天然 ダイヤモンド ネックレス	甲社	ココ山岡 調布パル コ店	2人 17時~19時 (2時間)	1,545,000 2,082,660	H8.1 5年割賦 8年3月支払開始	1,675,660 (頭金なし)	407,000	提出 済み	訴訟 上の 和解
C 女性 20代	k18 Pt台 天然ダイヤモンド指輪	乙社	ココ山岡 飯田橋店	2人 14時~15時 (1時間) 前契約の買取りに 出向き勧誘された	1,339,000 1,804,972	H8.4 5年割賦 8年6月支払開始	199,872 (頭金なし)	1,605,100	提出 済み	あっ せん
D 女性 20代	Pt台天然 ダイヤモンド ネックレス	乙社	ココ山岡 飯田橋店	2人 12時~14時 (2時間)	1,600,000 2,156,800	H8.8 5年割賦 8年10月支払開始	193,800 (頭金なし)	1,963,000	提出 済み	あっ せん
E 女性 20代	K18天然 ダイヤモンド ネックレス	丙社	ココ山岡 ひばりが丘 パルコ店	2人 18時~21時 (3時間)	1,300,000 1,752,400	H8.12 5年割賦 9年2月支払開始	947,400 (頭金なし)	805,000	提出 済み	訴訟 上の 和解
F 男性 20代	K18天然 ダイヤモンド ネックレス	丙社	ココ山岡 調布パル コ店	1人 14時~16時 (2時間)	1,854,000 2,499,192	H8.1 5年割賦 8年2月支払開始	1,983,392 (頭金なし)	515,800	提出 済み	訴訟 上の 和解
G 女性 20代	Pt台天然 ダイヤモンド ネックレス	丙社	ココ山岡 調布パル コ店	2人 15時~19時 (4時間)	1,869,000 2,519,412	H8.9 5年割賦 8年11月 支払開始	1,532,512 (頭金なし)	986,900	提出 済み	訴訟 上の 和解
H 男性 20代	K18天然 ダイヤモンド ネックレス	丙社	ココ山岡 調布パル コ店	3人 17時~20時 (3時間)	1,339,000 1,804,972	H8.11 5年割賦 9年4月支払開始との 説明だったが実際には 1月から引落しだった	1,083,372 (頭金なし)	721,600	提出 済み	訴訟 上の 和解

平成 11 年 9 月 27 日付提示のあっせん案（第 1 次）

1 あっせん案の趣旨

あっせん案は、本件についての法的な判断に基づいて策定されたものではなく、本件紛争全体の早期解決、申立人の事情による不公平の防止と当事者相互間の関係、破産管財人による宝石の評価と売却価格、破産財団による相当程度の配当の見込み、信販会社における損金計上による税金減額の可能性などを含めた各種の具体的な事情を総合的に勘案して、社会的に公正かつ妥当性のある最善の解決案として考えられたものである。

2 あっせん案

(1) 申立人（消費者）が購入した宝石の販売価格の 30% を基準として、以下のように申立人と相手方信販会社との間で処理して解決する。

ア 申立人が既に宝石販売価格の 30% を超えて支払っている場合は、超過支払分を信販会社が申立人に返金し、宝石は申立人の所有とする。

イ 申立人が宝石販売価格の 30% 以下を支払っている場合は、申立人は①か②を選択する。

① 申立人は、販売価格の 30% までの残金を支払い、宝石を所有する。この場合に、信販会社は残金支払いにおいて、申立人が分割支払いの方法を選択できるようにする。（ただし、分割支払いに伴う金利・手数料を信販会社は求めない。）

② 申立人は、既払金を放棄して、宝石を信販会社に返還する。

(2) いずれの場合にも、申立人が破産管財人に届け出ている破産債権については、届出を申立人が取り下げるか、あるいは相手方信販会社に承継することとする。

(3) 当事者双方があっせん案を受諾した場合は、合意書を作成し、具体的な手続きについては、合意の日から 15 日以内に実行することとする。その際、あっせん案の内容が的確に実行されるように、東京都消費者被害救済委員会事務局が確認する。

3 回答期限

平成 11 年 11 月 30 日とする。

ただし、期限までに回答できない事情がある場合は、事前に通知があれば、その内容によっては回答期限を変更することもある。

別紙 2 - 2

平成12年4月5日付提示の第2次あっせん案
(甲社、丙社及び申立人6名〔A、B、E、F、G、H〕用)

1 第2次あっせん案

申立人(消費者)は、ココ山岡被害者訴訟の原告に加わり、和解による解決を目指す。

相手方信販会社は、申立人がココ山岡被害者訴訟の原告に加わることに異議を申しでない。

2 回答期限

平成12年4月10日までに、別紙回答用紙により、第2次あっせん案を受け入れか否かをご回答ください。

平成13年1月29日付第2次あっせん案
(乙社及び申立人2名〔C、D〕用)

1 第2次あっせん案

(1) 申立人(消費者)が購入した宝石の販売価格の30%を基準として、申立人は、①か②を選択し、(2)以下により申立人と相手方信販会社との間で処理して解決する。

① 申立人は、販売価格の30%までの残金を支払い、宝石を所有する。この場合に、信販会社は残金支払いにおいて、申立人が分割支払いの方法を選択できるようにする。(ただし、原契約の賦払金と同額以上の分割支払に限り、分割支払いに伴う金利・手数料を信販会社は求めない。)

② 申立人は、宝石及び保証書、鑑定書を信販会社に返還する。

申立人から信販会社に宝石(保証書、鑑定書を含む)を返還する方法は、信販会社の指示する方法による。

(2) いずれの場合にも、申立人が破産管財人に届け出ている破産債権については、相手方信販会社に譲渡することとする。

(3) 申立人と信販会社との間には、本件に関して、その他の債権債務が無いことを確認する。

(4) 当事者双方があっせん案を受諾した場合は、合意書を作成し、具体的な手続きについては、合意の日から15日以内に実行することとする。その際、あっせん案の内容が的確に実行されるように、東京都消費者被害救済委員会事務局が確認する。

(5) 本あっせんはココ山岡管財人が横浜地方裁判所の許可を得て(2)の債権譲渡を承諾し、かつ、本件同種事案に係る東京地方裁判所の和解成立条件と同様の考え方で当該破産債権を認容し、その限度において、信販会社に対するその異議を撤回することを停止条件として効力を有するものとする。

2 回答期限

平成13年2月10日までに、別紙回答用紙により、本あっせん案を受諾するか否かをご回答ください。

<資料>

- 1 「(株)ココ山岡宝飾店倒産に係る大手信販会社との紛争案件」の処理経過
- 2 東京都消費者被害救済委員会委員名簿

1 「(株)ココ山岡宝飾店倒産に係る大手信販会社との紛争案件」の処理経過

開催年月日	会議名	審議内容
10・3・12	委員会(総会)	紛争案件の処理を知事から委員会に付託 ・申立人 消費者 8名(ABCDEFGH) ・相手方 事業者(信販会社)3社(甲・乙・丙社) 部会の設置
10・3・23	第1回あっせん部会	部会の処理方針について
10・4・8	第2回あっせん部会	申立人3名からの事情聴取
10・4・20	第3回あっせん部会	申立人2名からの事情聴取
10・4・23	第4回あっせん部会	申立人3名からの事情聴取
10・5・11	第5回あっせん部会	相手方事業者からの事情聴取について
10・6・4	第6回あっせん部会	都のココ山岡に対する調査・指導について 相手方事業者からの聴取事項について
10・7・9	第7回あっせん部会	相手方事業者(甲社)からの事情聴取
10・7・15	第8回あっせん部会	相手方事業者(乙社)からの聴取
10・7・28	第9回あっせん部会	相手方事業者(丙社)からの聴取
10・8・20	第10回あっせん部会	法律的問題等の検討
10・10・8	第11回あっせん部会	相手方事業者(丙社)からの事情聴取
10・10・28	第12回あっせん部会	相手方事業者(乙社)からの事情聴取
11・3・1	委員会(総会)	部会審議の経過報告
	第13回あっせん部会	今後の処理・法律的問題等の検討
11・3・25	第14回あっせん部会	ココ山岡東京弁護士からの事情聴取
11・4・19	第15回あっせん部会	ココ山岡破産管財人からの事情聴取
11・4・26	第16回あっせん部会	今後の処理・法律的問題等の検討
11・5・17	第17回あっせん部会	今後の処理・法律的問題等の検討
11・6・23	第18回あっせん部会	あっせん案・今後の処理・法律的問題等の検討
11・7・12	委員会(総会)	部会審議の経過報告
11・7・26	第19回あっせん部会	あっせん案・今後の処理・法律的問題等の検討
11・9・8	第20回あっせん部会	あっせん案の決定と今後の処理・法律的問題等の検討

開催年月日	会議名	審議内容
11・9・27		あっせん案の当事者（申立人8名及び甲社・乙社・丙社）への提示と申立人1名及び甲社に対する説明
11・10・20	委員会（総会）	部会審議・あっせん案提示の経過報告
	第21回あっせん部会	今後の処理方針・法律的問題等の検討
11・10・21		あっせん案の当事者（乙社・丙社）への説明
11・11・18	第22回あっせん部会	今後の処理・法律的問題等の検討
11・12・9	第23回あっせん部会	今後の処理・法律的問題等の検討
11・12・17		相手方事業者に対して回答期限の延長通知
12・1・25	第24回あっせん部会	今後の処理・法律的問題等の検討
12・1・28		相手方事業者に対して回答期限の延長通知
12・2・29		ココ山岡東京弁護士からの事情聴取
12・3・1	第25回あっせん部会	今後の処理・法律的問題等の検討
12・3・16		相手方事業者（丙社）からの事情聴取
12・3・17		相手方事業者（甲社・乙社）からの事情聴取
12・3・14～3・22		申立人8名に対する審議状況の説明
12・3・24		相手方事業者に対して回答期限の延長通知
12・4・4	第26回あっせん部会	今後の処理・第2次あっせん案・法律的問題等の検討
12・4・5		申立人6名・事業者（甲社・丙社の2社）に対して第2次あっせん案の提示
12・7・13	第27回あっせん部会	今後の処理方針について
12・12・26		相手方事業者（乙社）からの事情聴取
13・1・18	第28回あっせん部会	第2次あっせん案の検討・今後の処理について
13・1・29		申立人2名と事業者乙社に対して第2次あっせん案提示
13・2・9	報告書起草打合せ会	報告書（案）の審議
13・2・20	第29回あっせん部会	報告書（案）の審議
13・3・6	第30回あっせん部会	報告書（案）の審議
13・4・6	委員会（総会）	報告書（案）を審議・決定 知事に報告書を提出（処理終了）

2 東京都消費者被害救済委員会委員名簿

(50音順)

氏名	現職	備考
学識経験者委員		
淡路 剛久	立教大学法学部教授	
飯島 紀昭	成蹊大学法学部教授	
飯山 雄次	千葉工業大学研究所教授	
上村 正二	弁護士	平成12年 1月退任
北河 隆之	弁護士、明海大学教授	平成12年 1月就任
清水 誠	神奈川大学法学部教授	会長代理
正田 彬	神奈川大学短期大学部教授	会長
高野 真人	弁護士	
益子 邦洋	日本医科大学救急医学科助教授	
升田 純	弁護士、聖心女子大学教授	
松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授	
消費者委員		
池山 恭子	東京都生活協同組合連合会 理事	平成12年 1月退任
寺田かつ子	東京都地域消費者団体連絡会 代表委員	
中村 紀伊	主婦連合会 参与	
原 早苗	元消費科学連合会 事務局次長	
矢野 洋子	東京都生活協同組合連合会 理事	平成12年 1月就任
事業者委員		
伊藤 和夫	東京商工会議所 常議員	平成10年 9月退任
千本松政義	東京工業団体連合会 理事	平成12年10月退任
塚田 大	東京都商工会連合会 専務理事	平成12年 7月退任
牧 祥平	東京都中小企業団体中央会 常任理事	平成12年 1月就任
吉川 弘二	東京都中小企業団体中央会副会長	平成12年 1月退任
渡邊 順彦	東京商工会議所 議員	平成11年 2月就任
渡野辺雄一	東京都商工会連合会 専務理事	平成12年 7月就任

本件処理におけるあっせん部会委員名簿

(50音順)

氏名	現職	備考
学識経験者委員		
淡路 剛久	立教大学法学部教授	
飯島 紀昭	成蹊大学法学部教授	
清水 誠	神奈川大学法学部教授	会長代理
正田 彬	神奈川大学短期大学部教授	会長
升田 純	弁護士、聖心女子大学教授	
松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授	
消費者委員		
寺田かつ子	東京都地域消費者団体連絡会 代表委員	
事業者委員		
塚田 大	東京都商工会連合会 専務理事	平成12年 7月退任
渡野辺雄一	東京都商工会連合会 専務理事	平成12年 7月就任